

事務連絡
令和8年7月30日

各都道府県専修学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課 御中
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室

大学入学資格に係る専修学校高等課程又は大学院入学資格等に係る専修学校専門課程
又は専攻科の指定の手続について（依頼）

令和8年度における標記に関する手続について、大学入学資格については別紙1「大学入学資格に係る専修学校高等課程の指定に関する実施要項」を、大学院入学資格については別紙2「大学院入学資格等に係る専修学校専門課程又は専攻科の指定に関する実施要項」（以下「実施要項」という。）を御参照のうえ、所管又は所轄の専修学校の通知を取りまとめた上、下記担当あてに御提出いただくようお願いします。

書類一式の提出にあたっては、メールにて電子データを送付いただくようお願いします。

また、所管又は所轄の専修学校に対して、実施要項及び別添1「記入事項のQ&A」に基づき十分御確認の上、提出していただくよう御指導をお願いします。

大学入学資格・大学院入学資格について適切に手続がなされない場合は、当省において必要な法令上の手続に支障を来し、学生等に不利益が生じることも考えられますので、十分御留意願います。

大学入学資格に係る専修学校高等課程の指定を希望する際の通知期限及び大学院入学資格等に係る専修学校専門課程の指定を希望する際の通知期限は**本年9月30日**、大学院入学資格等に係る専攻科の指定を希望する際の通知期限は、**本年12月31日**となっておりますので、手続きに遺漏の無いようよろしくお願いいたします。

〈添付書類〉

【参考】大学・大学院入学資格に係る手続書類の提出方法について

【別紙1】大学入学資格に係る専修学校高等課程の指定に関する実施要項

【別紙2】大学院入学資格等に係る専修学校専門課程又は専攻科の指定に関する実施要項

【別添1】記入事項のQ&A

【別添2】別記様式1～5（大学入学資格）

【別添3】別記様式6～15（大学院入学資格）

【別添4】一覧様式1～10（大学・大学院入学資格）

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第一係 竹中、伊藤
TEL：03-6734-2915
E-mail：syosensy@mext.go.jp

《大学・大学院入学資格に係る書類の提出方法について》

大学入学資格に係る専修学校高等課程及び大学院入学資格等に係る専修学校専門課程又は専攻科の指定の手續について、通知書類等の提出期限及び通知様式・添付資料等の提出方法については、以下のとおり取り扱うことといたします。つきましては、手續に遺漏のないようよろしくお願いいたします。

1. 提出期限

各提出期限については、実施要項等に記載のとおり、以下のとおりといたします。

【大学入学資格に係る手続き】

提出書類	実施要項上の期限	今年度の提出期限
高等課程の指定（別記様式1）	6月30日	9月30日
名称等変更（別記様式2）	6月30日	9月30日
廃止（別記様式3）	6月30日	9月30日
不適合（別記様式4）	6月30日	9月30日
状況報告（別記様式5）	6月30日	9月30日

【大学院入学資格等に係る手続き】

提出書類	実施要項上の期限	今年度の提出期限
専門課程又は専攻科の指定（別記様式6、11）	専門課程：6月30日 専攻科：12月31日	専門課程：9月30日 専攻科：12月31日
名称等変更（別記様式7、12）	専門課程：6月30日 専攻科：12月31日	専門課程：9月30日 専攻科：12月31日
廃止（別記様式8、13）	専門課程：6月30日 専攻科：12月31日	専門課程：9月30日 専攻科：12月31日
不適合（別記様式9、14）	専門課程：6月30日 専攻科：12月31日	専門課程：9月30日 専攻科：12月31日
状況報告（別記様式10、15）	専門課程：6月30日 専攻科：12月31日	専門課程：9月30日 専攻科：12月31日

※提出書類には、一覧表様式及び学則等の添付書類を含む。実施要項には、Q&A 等を含む。

2. 提出方法

提出方法については、すべて電子メールによることとします。

提出書類	郵送	メール添付
一覧表様式1～15	×	○
別記様式1～15	×	○
学則・官報の写し 等	×	○

各都道府県専修学校主管課等にて学校からの推薦資料を取りまとめてメールで提出をお願いします。

【提出にあたってのフォルダ構成】

推薦学科ごとに1フォルダ（フォルダ名：正式な学科名としてください。学校法人単位や学校単位ではなく、まず学科単位でフォルダを必ず作成してください。）を作成し、その中に、①別記様式1～15、②学則、③官報（公示）の写し又は事務連絡の該当ページ（名称変更又は廃止並びに状況報告の場合）を格納してください。

※告示された官報（公示）の写しは、必ず「大学・大学院入学資格」のものを添付すること。（他の大臣認定制度のものは認められない）

さらに、上記のフォルダ及び学則を学校ごとに1フォルダ（フォルダ名：正式な学校名としてください）に格納し、学校単位で学科フォルダをまとめて送信してください。

なお、提出の際は、**推薦・名称変更・廃止・不適合ごとにそれぞれご提出ください。**

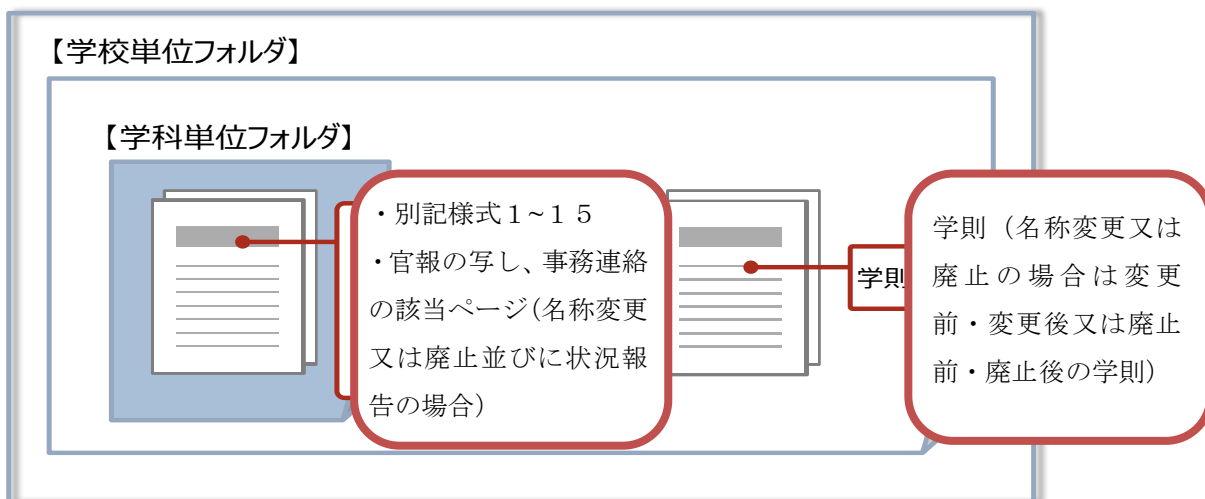


図 提出フォルダイメージ

ファイルの容量制限等により送信することができない場合は、各都道府県等より専修学校教育振興室あてご相談いただくようお願いします。

大学入学資格に係る専修学校高等課程の指定に関する実施要項

1. 趣旨

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第3号の規定に基づく専修学校の高等課程の指定に関しては、この実施要項の定めるところによる。

2. 目的

大学入学資格に係る専修学校の高等課程の指定は、大学入学の機会を拡大するとともに、後期中等教育の多様化・活性化に資することを目的とする。

3. 指定の基準

専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学への入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準は、「専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件」（平成17年文部科学省告示第137号）に掲げるとおりである。

（参考）「専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件」の概要
 <1>修業年限が3年以上であること。

<2>全課程の修了の要件が、次の表左覧に掲げる学科の区分に応じ、同表右覧に掲げるものであること。

学科の区分		要 件
専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）第4条に規定する昼間学科又は夜間等学科	学校教育法施行規則第183条の2第2項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの	全課程の修了に必要な総授業時数が2,590単位時間以上であること。
	単位制による学科であるもの	全課程の修了に必要な総単位数が74単位以上であること。
専修学校設置基準第5条第1項に規定する通信制の学科		

なお、以下の点にも十分に留意することが望ましい。

- ① その教育課程が、中学校教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、基本的な普通教育に配慮しつつ、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とした教育を行うものと認められるものであること。
- ② 卒業に必要な普通科目についての総授業時数が、420時間以上であること。ただ

し、105時間までは、教養科目で代替することができること。

なお、普通科目は、高等学校学習指導要領に示す「国語」、「地理歴史」、「公民」、「数学」、「理科」又は「外国語」の各教科の目標に即した内容を有する科目とすること。

教養科目は、専門科目又は③に掲げる普通科目以外の科目で一般的な教養の向上又は心身の発達を図ることを目的とした内容を有する科目とし、例えば、芸術（美術、音楽、書道、茶華道など）、保健・体育、家庭、礼儀・作法などがこれに該当すること。

- ③ 上記の普通科目を担当する教員の相当数が、高等学校の普通免許状を所有していることが望ましいこと。

4. 手続

- ① 設置する高等課程（以下「課程」という。）の指定を希望する専修学校は、毎年6月30日までに、文部科学大臣に対し、当該課程が上記3の指定の基準を満たすと考えられる旨（別記様式1）を通知するものとする。
- ② 文部科学大臣は、上記3の指定の基準（以下「指定基準」という。）を満たすと認める課程を指定し、指定を行った日（以下「指定日」という。）以後当該課程の整備が完了する年度（指定日より前に整備が完了している場合は、指定日が属する年度。）の最後の月の初日を、学校教育法施行規則第150条第3号に規定する「文部科学大臣が定める日」として定めた上で、専修学校、課程及び学科の名称、文部科学大臣が定める日並びに位置をインターネットの利用その他適切な方法により公示する。
- ③ 指定を受けた課程を設置する専修学校は、以下に掲げる事由が発生した場合には、毎年6月30日までに、文部科学大臣に対し、別記の各様式によってその旨を通知するものとする。
 - ア) 当該課程に係る専修学校、課程若しくは学科の名称又は位置が変更された場合（別記様式2）
 - イ) 当該課程が廃止された場合（別記様式3）
 - ウ) 当該課程が指定基準に適合しなくなったと考えられる場合（別記様式4）
- ④ 文部科学大臣は、指定を行った課程に係る専修学校、課程若しくは学科の名称又は位置に変更があったときは、その旨をインターネットの利用その他適切な方法により公示する。
- ⑤ 文部科学大臣は、指定を行った課程が廃止されたときは、その旨をインターネットの利用その他適切な方法により公示する。
- ⑥ 文部科学大臣は、指定を行った課程が指定基準に適合しなくなったと認めたときは、その指定を解除し、その旨をインターネットの利用その他適切な方法により公示する。
- ⑦ 上記②及び④から⑥に示す文部科学大臣の公示は、毎年度、原則として11月に行うものとする。
- ⑧ 指定を受けた課程を設置する専修学校は、告示又は公示された文部科学大臣が定める日までの間、毎年6月30日までに、文部科学大臣に対し、当該課程の状況について

て（別記様式5）の通知を行うものとする。

5. 留意事項

- ① 一旦告示又は公示された文部科学大臣が定める日については、同日より前の日に変更することができない。
- ② 同一学科名の昼間学科と夜間等学科が設置されている場合又は夜間等学科のみが設置されている場合、通知、告示及び公示における学科の名称の末尾に、「（昼間部）」「（夜間部）」等の表示を行うものとする。また、既に告示又は公示されている昼間学科のみが設置されている学科について、夜間等学科が新設された場合、既に告示又は公示されている学科の名称を「（昼間部）」で終えるものに変更する旨（別記様式2）を通知するものとする。
- ③ 同一学科名の修業年限が異なる複数の学科が設置されている場合、指定の対象が明確となるよう、通知、告示及び公示における学科の名称の末尾に、「（3年制）」等の表示を行うものとする。また、既に告示又は公示されている学科を設置している専修学校に、同一学科名の修業年限が異なる学科が新設された場合、既に告示又は公示されている学科の名称を「（3年制）」等で終えるものに変更する旨（別記様式2）を通知するものとする。
- ④ 教育課程の年次進行等の事情により、上記②や③の方法では区別が困難な形態で同一学科の中に、指定基準を満たす教育課程と指定基準を満たさない教育課程が併存する期間がある場合には、両者が併存する期間については、指定基準を満たす教育課程を有する課程について、名称の末尾に「（新課程）」の表示を付した上で、通知するものとする（別記様式1）。
- ⑤ 上記②③④の場合、修了証書等の修了を証明する書類にも同様の記載を行うものとする。

6. 附則

- ① この実施要項は、令和6年4月11日から施行する。
- ② この実施要項の適用について必要な事項は、別に文部科学省高等教育局長及び総合教育政策局長が定める。

令和 8 年 3 月 6 日
文 部 科 学 省
総 合 教 育 政 策 局
高 等 教 育 局
(最終改正 令和8年7月30日)

大学院入学資格等に係る専修学校専門課程又は専攻科の指定に関する実施要項

1. 趣旨

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第5号の規定に基づく専修学校の専門課程又は専攻科の指定に関しては、この実施要項の定めるところによる。

2. 目的

大学院入学資格等に係る専修学校の指定は、平成17年1月の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言に基づき、誰もがアクセスしやすい柔軟な高等教育システムを構築し、学習者の立場に立って相互の接続の円滑化を図ることを目的とする。

3. 指定の基準

専修学校の専門課程又は専攻科のうち、当該課程等を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準は、「専修学校の専門課程又は専攻科のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件」（令和7年12月8日文部科学省告示第138号）に掲げるとおりである。

(参考)「専修学校の専門課程又は専攻科のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件」の概要

【専門課程】

- ＜1＞修業年限が4年以上であること。
- ＜2＞全課程の修了に必要な総単位数が百二十四単位以上であること。
- ＜3＞教育との連続性に配慮した教育課程が編成されていること。
- ＜4＞学校教育法（昭和26年法律第26号）第132条の2第2項に規定する評価を行い、その結果を公表していること。（以下「第三者評価」という。）

【専攻科】

- ＜1＞次のイからハまでに掲げる専修学校の専攻科の区分に応じ、当該イからハまでに定める特定専門課程における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していること。

- イ 保健師又は助産師の養成を行う専攻科 看護師の養成を行う特定専門課程
 - ロ 自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）第2条に規定する一級大型自動車整備士, 一級小型自動車整備士又は一級二輪自動車整備士の養成を行う専攻科 同条に規定する二級ガソリン自動車整備士, 二級ジーゼル自動車整備士又は二級二輪自動車整備士の養成を行う特定専門課程
 - ハ あん摩マッサージ指圧師, はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）別表第2専門基礎分野の項第3号に規定する厚生労働大臣の指定したあん摩マッサージ指圧はりきゅう教員養成機関であるに係る専攻科 あん摩マッサージ指圧師, はり師又はきゅう師の養成を行う特定専門課程
- ＜2＞ 当該専攻科の修業年限の年数と当該特定専門課程の修業年限の年数とを合算した年数が4年以上であること。
 - ＜3＞ 当該専攻科の単位数と当該特定専門課程の単位数とを合算した単位数が124単位以上であること。
 - ＜4＞ 第三者評価を行い, その結果を公表していること。

4. 手続

- ① 設置する専門課程又は専攻科（以下「課程等」という。）の指定を希望する専修学校は, 毎年6月30日までに, 文部科学大臣に対し, 当該課程等が上記3の指定の基準（以下「指定基準」という。）を満たすと考えられる旨（別記様式6又は別記様式11）を通知するものとする。ただし, 専攻科の指定については, 毎年度, 原則として12月31日までの通知を可能とする。
- ② 文部科学大臣は, 指定基準を満たすと認める課程等を指定し, 指定を行った日（以下「指定日」という。）以後当該課程等の整備が完了する年度（指定日より前に整備が完了している場合は, 指定日が属する年度。）の最後の月の初日を, 学校教育法施行規則第155条第1項第5号に規定する「文部科学大臣が定める日」として定めた上で, 専修学校, 課程及び学科の名称, 文部科学大臣が定める日並びに位置をインターネットの利用その他適切な方法により公示する。
- ③ 指定を受けた課程等を設置する専修学校は, 以下に掲げる事由が発生した場合には, 毎年6月30日までに, 文部科学大臣に対し, 別記の各様式によってその旨を通知するものとする。ただし, 専攻科については, 毎年度, 原則として12月31日までの通知を可能とする。
 - ア) 当該課程等に係る専修学校, 課程等若しくは学科の名称又は位置が変更された場合（別記様式7又は別記様式12）
 - イ) 当該課程等が廃止された場合（別記様式8又は別記様式13）
 - ウ) 当該課程等が指定基準に適合しなくなったと考えられる場合（別記様式9又は別記様式14）。
- ④ 文部科学大臣は, 指定を行った課程等に係る専修学校, 課程等若しくは学科の名称又は位置に変更があったときは, その旨をインターネットの利用その他適切な方法により公示する。

- ⑤ 文部科学大臣は、指定を行った課程等が廃止されたときは、その旨をインターネットの利用その他適切な方法により公示する。
- ⑥ 文部科学大臣は、指定を行った課程等が指定基準に適合しなくなったと認めたときは、その指定を解除し、その旨をインターネットの利用その他適切な方法により公示する。
- ⑦ 上記②及び④から⑥に示す文部科学大臣の公示は、毎年度、原則として10月に行うものとする。ただし、専攻科における文部科学大臣の公示は、毎年度、原則として1月に行うものとする。
- ⑧ 指定を受けた課程等を設置する専修学校は、告示又は公示された文部科学大臣が定める日までの間、毎年6月30日までに、文部科学大臣に対し、当該課程の状況について（別記様式10）の通知を行うものとする。ただし、当該専攻科の状況について（別記様式15）は、毎年度、原則として12月31日までに通知を行うものとする。
- ⑨ 上記3に定められている第三者評価については、申請から5年以内に一度行うこととし、既に実施済みの場合だけではなく、実施予定年度を示すことでも申請を可能とする。
- ⑩ 要件に定められている第三者評価については、5年以内に一度行うこととし、既に実施済みの場合だけではなく、実施予定年度を示すことでも申請を可能とする。

5. 留意事項

- ① 一旦告示又は公示された文部科学大臣が定める日については、同日より前の日に変更することはできない。
- ② 同一学科名の昼間学科、夜間等学科、通信制学科が設置されている場合又は夜間等学科及び通信制学科のみが設置されている場合、指定の対象が明確となるよう、通知、告示及び公示における学科の名称の末尾に、「（昼間部）」「（夜間部）」「（通信制）」等の表示を行うものとする。また、既に告示又は公示されている昼間学科のみが設置されている学科について、夜間等学科が新設された場合、すでに告示又は公示されている学科の名称を「（昼間部）」で終えるものに変更する旨（別記様式7又は別記様式12）を通知するものとする。
- ③ 同一学科名の修業年限が異なる複数の学科が設置されている場合、指定の対象が明確となるよう、通知、告示及び公示における学科の名称の末尾に、「（4年制）」等の表示を行うものとする。また、既に告示又は公示されている学科を設置している専修学校に、同一学科名の修業年限が異なる学科が新設された場合、すでに告示又は公示されている学科の名称を「（4年制）」等で終えるものに変更する旨（別記様式7又は別記様式12）を通知するものとする。
- ④ 教育課程の年次進行等の事情により、上記②や③の方法では区別が困難な形態で、同一学科の中に、指定基準を満たす教育課程と指定基準を満たさない教育課程が併存する期間がある場合には、両者が併存する期間については、指定基準を満たす教育課程を有する課程等について、名称の末尾に「（新課程）」の表示を付した上で、通知するものとする（別記様式6又は別記様式11）。
- ⑤ 上記②③④の場合、修了証書等の修了を証明する書類にも同様の記載を行うもの

とする。

- ⑥ 第三者評価の実施は、文部科学省が定める「専修学校における学校評価ガイドライン」（令和８年３月）を踏まえて実施するものとする。指定の申請段階で評価の実施がなされていない場合は、指定後５年以内で実施予定年度を明らかにすること。

6. 附則

- ① この実施要項は、令和８年４月１日から施行する。
- ② この実施要項の適用について必要な事項は、別に文部科学省総合教育政策局長及び高等教育局長が定める。

附則

- ① この実施要項は、令和８年７月30日から施行する。

記入事項の Q & A

目 次

新 規 指 定

- Q 1. 「専修学校名」、「課程名」、「学科名」の欄にはどのように記入すればよいですか？ … 3
- Q 2. 同一学科名で昼夜の区別がある場合や、夜間部のみの学科の場合には、どのように記入すればよいですか？ … 4
- Q 3. 同一学科名で修業年限の区別がある場合、どのように記入すればよいですか？ … 5
- Q 4. 教育課程の年次進行等の事情により、同一学科名の指定基準を満たす教育課程と指定基準を満たさない教育課程が併存する期間がある場合には、どのように記入すればよいですか？ … 6
- Q 5. 「総授業時数」の欄には、具体的にどのように記入すればよいですか？ … 7
- Q 6. 複数の課程・学科を推薦したいのですが、どのようにすればよいですか。また、学科によって完成年度が異なるのですが、この場合、新規指定の様式（様式1又は6）はどのように作成すればよいですか？ … 8
- Q 7. 「生徒の定員（左欄）と実員（右欄）」の欄には、どのように記入すればよいですか？ … 8
- Q 8. 「文部科学大臣が定める日」を記入するにあたって、注意すべき点は何ですか？ … 9
- Q 9. 指定を受ける以前の課程における入学者が、留年して「文部科学大臣が定める日」以後に卒業してしまう場合は、どのように扱えばよいですか？ … 10

名 称 変 更

- Q 10. 「変更前」の欄にはどのように記入すればよいですか？ … 11
- Q 11. 「変更後」の欄にはどのように記入すればよいですか？ … 11
- Q 12. 専修学校名（課程名・学科名）のみを変更したのですが、「変更前」及び「変更後」の欄にはどのように記入すればよいですか？ … 12
- Q 13. 「文部科学大臣が定める日」の「変更前」及び「変更後」の欄には、どのように記入すればよいですか？ … 13
- パターン1・・・平成29年4月1日に「A校→B校」と名称変更。
それ以降の生徒は全員B校で卒業。 … 14

○パターン 2・・・平成 29 年 4 月 1 日に「C 学科→D 学科」と名称変更。ただし、C 学科で入学した生徒は、そのまま C 学科として卒業する場合（いわゆる学年進行のケース）。 … 15

Q 14. 年度途中に名称変更したのですが、変更時期については、どのように記入すればよいですか？ … 16

Q 15. 複数の課程・学科について、名称変更の通知をしたいのですが、どのようにすればよいのですか。また、課程・学科によって名称変更の時期が異なるのですが、この場合、名称変更の様式（様式 2 又は 7）はどのように作成すればよいのですか？ … 16

Q 16. 今回、名称変更の通知を行おうとする専修学校名・課程名と、過去に告示または公示されていた専修学校名・課程名が異なります。この場合、通知はどのように行えばよいのですか。 … 16

廃 止 ・ 不 適 合

Q 17. 廃止の様式（様式 3 又は 8）の「廃止された課程名」、不適合の様式（様式 4 又は 9）の「名称」及び「文部科学大臣が定める日」の欄にはどのように記入すればよいのですか？ … 17

Q 18. 来年度から学校を廃止（廃校）するのですが、廃止の通知はいつ行えばよいのですか？ … 18

Q 19. 今回、廃止（不適合）の通知を行おうとする専修学校名・課程名と、過去に告示または公示されていた専修学校名・課程名が異なります。この場合、通知はどのように行えばよいのですか？ … 18

状 況 報 告

Q 20. 通知の状況の欄は、どのように記入すればよいのですか？ … 19

Q 21. 「文部科学大臣が定める日」に達する前に、要件に係る事項に変更が生じ、要件を満たさなくなった場合は、どうすればよいのですか？ … 19

そ の 他

Q 22. 学則を 1 部添付することとなっていますが、その際に注意すべき点は何ですか？ … 20

Q 20. 本校と別に、分校の新規指定に係る申請はできますか？ … 22

新 規 指 定

Q 1. 「専修学校名」、「課程名」、「学科名」の欄にはどのように記入すればよいですか？

A. 原則として、これらについては、学則に記載されている名称で公示します。学則に記載されている専修学校名・課程名・学科名を、正確に記入してください。省略はせず、そのまま記入してください。

特に、以下の点には十分ご注意ください。

- ・「〇〇科」なのか「〇〇学科」なのか
(⇒「学」があるかないか)
- ・「文化・教養高等課程」なのか「文化教養高等課程」なのか
(⇒「・」があるかないか)

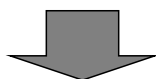
なお、同一学科名で昼夜の区別や修業年限の区別がある場合には、学科名等の記入の仕方について別途注意が必要となります。Q 2、Q 3を参照してください。

〔例；〇〇専修学校の学則〕

第〇条 本校の課程・学科は次のとおりとする。

課程	学科	年限	昼・夜	定員
医療高等課程	昼間部三年課程看護科	3年	昼	60人
服飾・家政高等課程	服飾科	3年	昼	40人

- ・上記の学科について通知を行う場合は、課程名・学科名の欄に、略さず正確に以下のように記入してください。



【記入方法】

3. 文部科学大臣の公示に記載が必要な事項

都道府県	名称	文部科学大臣が定める日
〇〇県	〇〇専修学校医療高等課程昼間部三年課程看護科	令和〇〇年〇月一日
〇〇県	〇〇専修学校服飾・家政高等課程服飾科	令和〇〇年〇月一日

Q 2. 同一学科名で昼夜の区別がある場合や、夜間部のみの学科の場合には、どのように記入すればよいですか？

A. 同一学科名で昼夜の区別がある場合には、公示のうえで区別する必要があります。「課程名・学科名」を記入する際には、以下の要領にしたがって記入してください。

- ①昼間部のみの場合 → ○○学科
※学科名をそのまま記載してください。
- ②夜間部のみの場合 → ○○学科（夜間部）
- ③昼・夜がある場合 → ○○学科（昼間部）
→ ○○学科（夜間部）
※区別のため（ ）を付してください。

〔例；○○専門学校の学則〕

第○条 本校の課程・学科は次のとおりとする。

課程	学科	年限	昼・夜	定員
服飾・家政高等課程	服飾科	3年	昼	40人
	服飾科	3年	夜	40人
文化・教養高等課程	税理士・会計士科	3年	夜	80人
	会計士本科	3年	昼	60人
	税理士本科Ⅱ部	4年	夜	20人

- ・上記の学科のように、同一の学科名で昼夜の区別がある学科、夜間部のみの学科については、課程名・学科名の欄に以下のように記入してください。



【記入方法】

3. 文部科学大臣の公示に記載が必要な事項

都道府県	名称	文部科学大臣が定める日
○○県	○○専修学校服飾・家政高等課程服飾科（昼間部）	令和○○年三月一日
○○県	○○専修学校服飾・家政高等課程服飾科（夜間部）	令和○○年三月一日
○○県	○○専修学校文化・教養高等課程税理士・会計士科（夜間部）	令和○○年三月一日
○○県	○○専修学校文化・教養高等課程会計士本科	令和○○年三月一日
○○県	○○専修学校文化・教養高等課程税理士本科Ⅱ部	令和○○年三月一日

- ・「服飾科」は、昼間部と夜間部があるため、区別するために「（昼間部）」、「（夜間部）」をそれぞれ付します。
- ・「税理士・会計士科」は夜間部のみのため、「（夜間部）」を付します。
- ・「会計士本科」は昼間部のみのため、そのまま記載します。
- ・学科名が、「Ⅱ部」等とあり、区別ができるものである場合には、「（夜間部）」と付す必要はありません。

Q 3. 同一学科名で修業年限の区別がある場合、どのように記入すればよいですか？

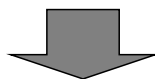
A. 同一学科名で修業年限の区別がある場合には、公示のうえで区別する必要があります。「課程名・学科名」を記入する際には、以下の要領にしたがって記入してください。

〔例；〇〇専門学校の学則〕

第〇条 本校の課程・学科は次のとおりとする。

課程	学科	年限	昼・夜	定員
文化・教養高等課程	会計士科	3年	昼	40人
	会計士科	4年	昼	40人
	税理士科三年制	3年	昼	40人
	税理士科四年制	4年	昼	40人

- ・上記の学科のように、同一の学科名で修業年限の区別がある学科については、課程名・学科名の欄に以下のように記入してください。



【記入方法】

3. 文部科学大臣の公示に記載が必要な事項

都道府県	名称	文部科学大臣が定める日
〇〇県	〇〇専修学校文化・教養高等課程会計士科（3年制）	令和〇〇年三月一日
〇〇県	〇〇専修学校文化・教養高等課程会計士科（4年制）	令和〇〇年三月一日
〇〇県	〇〇専修学校文化・教養高等課程税理士科三年制	令和〇〇年三月一日
〇〇県	〇〇専修学校文化・教養高等課程税理士科四年制	令和〇〇年三月一日

- ・「会計士科」は、3年制と4年制があるため、区別するために「（3年制）」、「（4年制）」をそれぞれ付します。
- ・学科名が「三年制」、「四年制」等とあり、区別ができるものである場合には、カッコ書きで修業年限を付す必要はありません。

Ｑ４．教育課程の年次進行等の事情により、同一学科名の指定基準を満たす教育課程と指定基準を満たさない教育課程が併存する期間がある場合には、どのように記入すればよいですか？

Ａ．Ｑ２又はＱ３の方法で区別できない場合には、公示のうえで区別する必要があります。「課程名・学科名」を記入する際には、以下の要領にしたがって記入してください。

[例；〇〇高等専修学校の学則]

第〇条 本校の課程・学科は次のとおりとする。

課程	学科	年限	昼・夜	定員
文化・教養高等課程	〇×科	３年	昼	１２０人
文化・教養高等課程（令和３年度～）	〇×科	３年	昼	６０人

・上記の学科のように、同一の学科名で指定基準を満たす教育課程と指定基準を満たさない教育課程が併存する期間がある場合については、学科名の欄に以下のように記入してください。



３．文部科学大臣の公示に記載が必要な事項

都道府県	名称	文部科学大臣が定める日
〇〇県	〇〇高等専修学校文化・教養高等課程〇×科（新課程）	令和〇〇年〇月一日

・指定基準を満たす課程と指定基準を満たさない課程を区別するため、学科名の最後に「（新課程）」を付します。

Q 5. 「総授業時数(又は単位数)」の欄には、具体的にどのように記入すればよいですか？

A. 「総授業時数(又は単位数)」とは、学科に在籍する学生等が学ぶべきカリキュラムとして編成されている時間数(又は単位数)、つまりその学科に在籍するすべての生徒が履修することを義務づけられている「修了に必要な時間数(又は単位数)」を指します。基本的には、個々の学科ごとに編成されたカリキュラム表に記載されている「合計時間数(又は単位数)」と同じものと考えて差し支えありません。

カリキュラム表に記載されている「合計時間数(又は単位数)」と異なる場合には、その理由、計算方法等を明示し、新規指定の様式(様式1、6、11)の「総授業時数(又は単位数)」に記入する時間数(又は単位数)と齟齬がないようにしてください。

また、「必修科目」や「選択科目」等を組み合わせてカリキュラムを編成している学校も多くありますが、この場合でも考え方は同じです。その学科に在籍する学生等が修了するのに必要な時間数(総授業時数、単位数)を「総授業時数(又は単位数)」の欄に記入してください。

〔例；〇〇専門学校の学則〕

⇒以下のようにカリキュラムが編成されている学科を例に考えます。

- ①必修科目(すべての生徒が履修すべき科目) … 4科目、2,480時間
- ②必修選択科目(数科目の中からいくつか選択して履修する科目) … 3科目から2科目選択、440時間
- ③自由選択科目(履修するかどうか任意である科目) … 2科目

第〇条 本校の教育課程は別紙1のとおりとする。

(別紙1) 〇〇専門課程〇〇学科

科目		1年	2年	3年	合計	備考
必修科目	A科目	200	200	200	600	小計 (2,480)
	B科目	240	200	240	680	
	C科目	200	180	200	580	
	D科目	160	300	160	620	
必修選択科目	E科目	60	100	60	220	小計 (440)
	F科目	60	100	60	220	
	G科目	60	100	60	220	
自由選択科目	H科目	10	20	10	40	※希望者のみ
	I科目	10	20	10	40	※希望者のみ
合計時間数		920	1,080	920	2,920	

【考え方】

- ①必修科目
…在籍するすべての生徒が学ぶべきものであるため、時間数は2,480時間。
- ②必修選択科目
…3科目から2科目を選択することになるため、時間数は440時間。
- ③自由選択科目
…修了の要件としていないため、総授業時数からは除く。
⇒したがって、この場合の総授業時数は2,920時間となります。

(注意)

「必修選択科目」の3科目分すべて(660時間)や、「自由選択科目」(80時間)を、「修了に必要な時間数」に含めることのないようにしてください。

Q 6. 複数の課程・学科を推薦したいのですが、どのようにすればよいですか。また、学科によって「文部科学大臣が定める日」が異なるのですが、この場合、新規指定の様式（様式 1、6、11）はどのように作成すればよいですか？

A. 同一の学校で、複数の学科を通知する場合、新規指定の様式はなるべく A と B それぞれ 1 枚にまとめるように作成してください。

なお、学科によって「文部科学大臣が定める日」が異なる場合には、「文部科学大臣が定める日」ごとに新規指定の様式を作成してください。

【記入方法】

3. 文部科学大臣の公示に記載が必要な事項

都道府県	名称	文部科学大臣が定める日
〇〇県	〇〇専門学校〇×専門課程〇〇学科 〇〇専門学校〇×専門課程××学科（昼） 〇〇専門学校〇×専門課程××学科（夜）	令和〇〇年〇月一日

Q 7. 「生徒（学生）の定員（左欄）と実員（右欄）」の欄には、どのように記入すればよいですか？

A. 「生徒（学生）の定員（左欄）と実員（右欄）」の記入については、以下の点に留意してください。

〔① 修業年限 4 年の課程の場合〕

生徒の定員（左欄）と実員（右欄）							
1 年		2 年		3 年		4 年	
20 人	9 人	20 人	5 人	20 人	5 人		人

〔②「文部科学大臣が定める日」の属する年度以前に推薦を行う課程で、第 2 学年に生徒が在籍していない場合〕

生徒の定員（左欄）と実員（右欄）					
1 年		2 年		3 年	
20 人	13 人	20 人	— 人	人	人

- ① 修業年限 4 年の課程の場合…「4 年」を選択して回答してください。
- ② 「文部科学大臣が定める日」の属する年度以前に推薦を行う課程で、最終学年等に生徒が在籍していない場合…生徒が在籍していない学年の欄は、「—」を記入してください。

Q 8. 「文部科学大臣が定める日」を記入するにあたって、注意すべき点は何ですか？

A. 「文部科学大臣が定める日」（以下「定める日」という。）は、指定を行った日以後当該課程の整備が完了する年度（指定日より前に整備が完了している場合は指定日が属する年度）の最後の月の初日です。

定める日に達していない課程の推薦、名称変更等を行う場合は、特に学科の設置年月日との整合性に注意してください。

例えば、令和 7 年 4 月 1 日に修業年限 3 年の学科が新しく設置された場合、通常、学年進行に基づき、定める日は令和 9 年度の最後の月の初日（つまり、令和 10 年 3 月 1 日）になります。ただし、他の専修学校から転入学者等を受け入れるため、学科の設置後最初に当該課程に入学（編入学及び転入学を除く。以下同じ。）した生徒の学年進行に先立って課程の整備を完了する場合は、定める日が令和 2 年度の最後の月の初日よりも前になる可能性がありますので、記入にあたっては注意してください。（原則として、一旦官報で告示またはインターネットの利用その他適切な方法により公示した「文部科学大臣が定める日」を早めることはできませんので、注意してください。）

定める日の属する年度が当該課程の設置後最初に入学した生徒が修了要件を満たす年度より前の年度である場合は、その理由（様式 1、6、11 の記入例参照。）を記入してください。

【記入例】令和 7 年 4 月 1 日に修業年限 3 年の学科が新しく設置された場合（最初に当該課程に入学した生徒の学年進行に合わせて整備を完了する場合）

○令和 7 年度の新入学生のみ→令和 9 年度に卒業生が出る

⇒定める日は令和 9 年度の最後の月の初日を記入

【記入例】令和 7 年 4 月 1 日に修業年限 3 年の学科が新しく設置された場合（最初に当該課程に入学した生徒の学年進行に先立って整備を完了する場合）

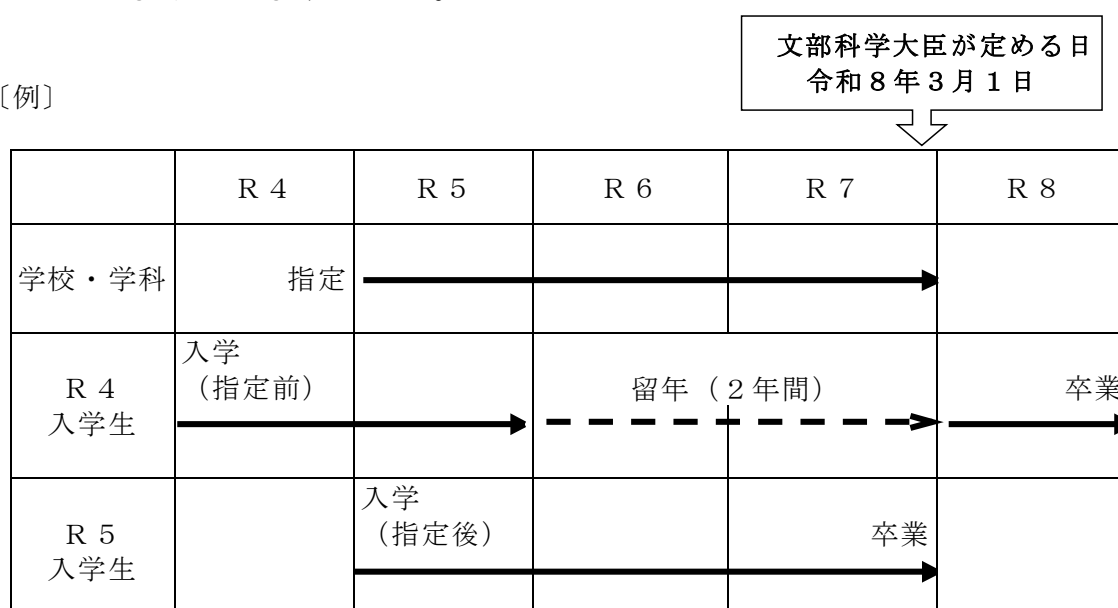
⇒定める日は令和 7 年度又は令和 8 年度（整備が完了する年度）の最後の月の初日を記入

Q 9. 指定を受ける以前の課程における入学者が、留年して「文部科学大臣が定める日」以後に卒業してしまう場合は、どのように扱えばよいですか？

A. 例えば下図のように、修業年限 3 年の高等課程が大学入学資格に係る指定を受けるケース

当該課程が令和 5 年 3 月に指定を受け、「文部科学大臣が定める日」を令和 8 年 3 月 1 日とした場合、指定を受ける以前の令和 4 年 4 月における入学者が在籍中に 2 年間留年したとすると、当該留年学生は、令和 9 年 3 月に卒業することとなるが、学修した課程の一部（令和 4 年度の間）が指定以前のものであるため、「文部科学大臣が定める日」以後に卒業するものの、大学入学資格を有すると認められる者には該当しないとする扱いとしなければなりません。

〔例〕



※ 留年した在学生の大学入学資格付与の可否については、上記の考え方に基つき遺漏の無いよう十分にご留意ください。

名 称 変 更

Q10. 「変更前」の欄にはどのように記入すればよいですか？

- A. 「変更前」の欄には、今回、名称変更の届出を行おうとする課程・学科の「変更前の名称」を記入することになります。

名称変更については、過去に大学・大学院入学資格等が認められる課程として既に告示または公示されていた課程について、名称変更があった旨の告示または公示を行うものです。したがって、「変更前」の欄に記入すべき専修学校名、課程名は、これまでに既に告示または公示されていることになります。この欄には、今回通知を行おうとする専修学校名、課程名が過去にどのような名称で告示または公示されていたのかを、過去の告示または公示により確認した上で、記入してください。

Q11. 「変更後」の欄にはどのように記入すればよいですか？

- A. 記入の仕方は、新規指定と同様です。（⇒Q 1 参照）

原則として、学則に記載されている名称で公示します。学則に記載されている専修学校名・課程名・学科名を、正確に記入してください。省略はせず、そのまま記入してください。

特に、以下の点には十分ご留意ください。

- ・「〇〇科」なのか「〇〇学科」なのか
（⇒「学」があるかないか）
- ・「文化・教養高等課程」なのか「文化教養高等課程」なのか
（⇒「・」があるかないか）

なお、同一学科名で昼夜の区別や修業年限の区別がある場合には、Q 2、Q 3を参照してください。

Q12. 専修学校名（課程名、学科名）のみを変更したのですが、「変更前」及び「変更後」の欄にはどのように記入すればよいですか？

A. 専修学校名のみを変更した場合にも、名称変更の通知を行うことが必要です。この場合、名称変更の様式（様式2又は7）に、課程名・学科名が記入されていないケースが多々見受けられます。

専修学校名のみの変更であっても、実際に公示を行う際には、その学校に置かれている、大学入学資格・大学院入学資格等の要件を満たす課程名・学科名をすべて公示をすることとなります。上記のように課程名・学科名が記入されていない場合、「その学校のどの課程・学科を公示すればよいのか」が、不明確となってしまいます。

このようなことのないように、専修学校名のみの変更であって、課程名・学科名については変更がない場合であっても、省略せずに、公示が必要な課程・学科をすべて記入するようにしてください。

※ 課程名、学科名のみの変更であって、専修学校名に変更がない場合についても、同様に、省略せずに、公示が必要な課程名、学科名をすべて記入するようにしてください。

【記入方法】

都道府県		名称	文部科学大臣が定める日
〇〇県	変更前	〇〇福祉専修学校教育・社会福祉高等課程介護福祉学科	令和〇年〇月〇日
〇〇県	変更前	〇〇福祉専修学校教育・社会福祉高等課程介護福祉学科	

※ 課程・学科についても、公示が必要なものについては、すべて記入してください。

【好ましくない例】

都道府県		名称	文部科学大臣が定める日
〇〇県	変更前	〇〇福祉専修学校	令和〇年〇月〇日
〇〇県	変更後	専修学校〇〇福祉学院 (例 ※学科名は変更なし) or (例 ※専修学校名のみの変更)	

Q13. 「文部科学大臣が定める日」の「変更前」及び「変更後」の欄には、どのように記入すればよいですか？

A. 「文部科学大臣が定める日」の「変更後」の欄には、原則として、認可・届出等によって学則が変更された時期（「学則上の変更時期」）を記入してください。つまり、平成30年4月1日に学則が変更されたのであれば、「平成30年4月1日」と記入することとなります（月、日まできちんと記入してください）。

しかし、変更前と変更後の学則の学生等への適用を考えた際に、「学則上の変更」と「適用上の変更」の時期が一致しないケースもあり得ます。具体的には以下の2つのパターンが考えられます。

次ページ以降、具体例に基づいて解説していきますので、参考にしてください。

- パターン1…「A校→B校」と名称変更。それ以降の学生等は全員B校名で修了する場合。
- パターン2…「C学科→D学科」と名称変更。ただし、C学科で入学した学生等は、そのままC学科として修了する場合（いわゆる学年進行のケース）。

（注意）

名称変更の届出については、名称変更があった後、何年も経過してから届出を行うケースが多くなっています。名称変更がなされた際に速やかに行われるべきものですので、このようなことのないようご注意願います。

Q13. 名称変更の時期（つづき）

○パターン 1

令和5年4月1日に「A校→B校」と名称変更。それ以降の学生等は全員B校で修了。

〔例；〇〇専修学校の学則〕

附則第〇条 この学則は、令和5年4月1日より適用する。

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
学校・学科			A校 (学則上の変更 =適用上の変更)			
R 2 入学生	入学 (A校名)		卒業 (A校名)			
R 3 入学生		入学 (A校名)		卒業 (B校名)		
R 5 入学生				入学 (B校名)		卒業 (B校名)

⇒この場合、学則上の変更がなされ、かつ適用上の変更がなされたのは令和5年4月1日となります。したがって、「文部科学大臣が定める日」の「変更後」の欄には、「令和5年4月1日」の日付で記入してください。

【記入方法】

変更前	A校〇〇課程〇〇学科	平成〇年三月一日（令和五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）
変更後	B校●×課程●△学科	令和五年四月一日

※ 学科名の場合で、上記のようなケースについても同様に考えます。

Q13. 名称変更の時期（つづき）

○パターン2

令和5年4月1日に「C学科→D学科」と名称変更。ただし、C学科で入学した学生等は、そのままC学科として修了する場合（いわゆる学年進行のケース）。

〔例；○○専修学校の例〕

附則第○条 この学則は、令和5年4月1日より施行する。ただし、令和4年度以前の入学者に対しては、従前の規定を適用する。

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
学校・学科	C学科	【学則上の変更】 D学科			
R 3 入学生	入学 (C学科)		卒業 (C学科)		
R 4 入学生		入学 (C学科)		卒業 (C学科) 【適用上の変更】	
R 5 入学生			入学 (D学科)		卒業 (D学科)

⇒この場合、学則上の変更がなされたのは、令和5年4月1日ですが、適用上の変更は、令和7年4月1日となります。したがって、「文部科学大臣が定める日」の「変更後」の欄には、「令和7年4月1日」の日付で記入してください。

【記入方法】

変更前	○○専修学校○○課程C学科	平成○年三月一日（令和七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）
変更後	○○専修学校○○課程D学科	令和七年四月一日

※ 専修学校名の場合で、上記のようなケースについても同様に考えます。

Q14. 年度途中に名称変更したのですが、変更時期については、どのように記入すればよいですか？

A. 年度途中に名称変更が行われるケース（例：令和〇年9月1日に専修学校名が変更）についても、Q12と考え方は同様です。

Q15. 複数の課程・学科について、名称変更の通知をしたいのですが、どのようにすればよいのですか。また、課程・学科によって名称変更の時期が異なるのですが、この場合、名称変更の様式（様式2又は7）はどのように作成すればよいのですか？

A. 同一の学校で、複数の課程又は学科の通知を行う場合、名称変更の様式（様式2又は7）はなるべく1枚にまとめるように作成してください（Q6を参照）。

なお、学科によって変更時期が異なる場合には、時期ごとに様式を作成してください。

Q16. 今回、名称変更の通知を行おうとする専修学校名・課程名と、過去に告示または公示されていた専修学校名・課程名が異なります。この場合、通知はどのように行えばよいですか。

A. これについては、以下の場合が考えられます。

今回、通知を行う以前に既に、専修学校名・課程名を変更していたが、変更した当時、名称変更の通知を行うのを怠っており、変更前の専修学校名・課程名が現在もそのまま告示または公示されているケース。

例：「A学科→B学科→C学科」と名称変更した学科で、今回「B学科→C学科」の名称変更の通知を行おうとしたところ、依然「A学科」として告示または公示されているケース

この場合には、「A学科→B学科」と名称変更した旨の告示または公示をし、さらに「B学科→C学科」の名称変更の告示または公示をする必要があります。したがって、(i)「A学科→B学科」、(ii)「B学科→C学科」の届出を提出してください。変更の時期が異なりますので、それぞれ別に作成してください。

※ このようなことの起こらないよう、名称変更した場合には、速やかに通知を行っていただきますよう、お願いします。

廃止・不適合

Q17. 廃止の様式（様式3、8、13）の「名称」、不適合の様式（様式4、9、14）の「名称」及び「文部科学大臣が定める日」の欄にはどのように記入すればよいですか？

A. 廃止の様式（様式3、8、13）、不適合の様式（様式4、9、14）の「名称」及び「文部科学大臣が定める日」の欄には、今回、廃止（不適合）の通知を行おうとする課程・学科の「名称」及び告示または公示において指定した「文部科学大臣が定める日」を記入することになります。

廃止（不適合）については、過去に大学・大学院入学資格等が認められる課程として既に告示または公示されていた課程について、廃止された（適合しなくなった）旨の告示または公示を行うものです。したがって、「名称」の欄に記入すべき専修学校名、課程名は、これまでに既に告示または公示されていることになります。この欄には、今回届出を行おうとする専修学校名、課程名が過去にどういう名称で告示または公示されていたのかを、過去の告示または公示により確認した上で、記入してください。

Q18. 来年度から学校を廃止（廃校）するのですが、廃止の通知はいつ行えばよいですか？

A. 大学・大学院入学資格の廃止の通知については、学校・課程・学科が廃止された際に行うことになっています。

したがって、来年度から学校を廃止（廃校）することが決まっている場合でも、通知を行うのは「廃止された後」ということになります。すなわち、まだ生徒が残っている段階で廃止の通知・公示を行うことはできません。

この場合、引継ぎ体制をしっかりと整えていただき、学校の廃止後の通知について、忘れずに行うようにしてください。

Q19. 今回、廃止（不適合）の通知を行おうとする専修学校名・課程名と、過去に告示または公示されていた専修学校名・課程名が異なっています。この場合、通知はどのように行えばよいですか？

A. これについては、以下の場合が考えられます。

今回、通知を行う以前に既に、専修学校名・課程名を変更していたが、変更した当時、名称変更の通知を行うのを怠っており、変更前の専修学校名・課程名が現在もそのまま告示または公示されているケース。

例：「A学科→B学科」と名称変更した学科で、今回「B学科」の廃止の通知を行おうとしたところ、依然「A学科」として告示または公示されているケース

この場合には、「A学科→B学科」と名称変更した旨の告示または公示をし、さらに「B学科」の廃止（不適合）の告示または公示をする必要があります。したがって、(i)「B学科」の廃止（不適合）の通知とともに、(ii)「A学科→B学科」の名称変更の通知もあわせて提出してください。

※ このようなことの起こらないよう、名称変更した場合には、速やかに通知を行っていただきますよう、お願いします。

状 況 報 告

Q20. 通知の状況の欄は、どのように記入すればよいですか？

A. 「文部科学大臣が定める日」に達していない課程については、「文部科学大臣が定める日」までの間、毎年度、当該課程の状況について通知することとなっています。

告示または公示以後の通知の状況について、有無を記入ください。

【記入方法】（告示（公示）年度：令和5年度，完成年度：令和7年度の場合）

	告示（公示）の年	次年度	次々年度
年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
通知の有無 有・無	—	有	有

Q21. 「文部科学大臣が定める日」に達する前に要件に係る事項に変更が生じ、要件を満たさなくなった場合は、どうすればよいですか？

A. 変更点を記入し、状況報告（様式5、10、15）と併せて、不適合（様式4、9、14）を提出してください。

その場合、不適合（様式4、9、14）の備考欄に、「文部科学大臣が定める日」以前である旨を記入してください。

そ の 他

Q22. 学則を1部添付することとなっていますが、その際に注意すべき点は何ですか？

- 附則等に記載の施行日を確認してください。
施行日が未来の日付になっている（＝まだ効力を発していない）、あるいは適切でない時期の学則では、根拠書類となりませんので、施行日が正しいものとなっているか、まずはご確認ください。
- カリキュラム表などにより具体的に授業時数等が示されているか確認してください。
学則と別に規定されている場合は、当該規定の写しも添付してください。

【※名称変更・廃止の場合】

- 変更（廃止）の直前・直後にそれぞれ有効であった学則が必要です。
（＝名称変更・廃止の場合、施行日の異なる学則の添付が必要）
2つの学則の施行日を見比べて、変更（廃止）になった時期がわかるものとなっているか確認してください。
- ※ 学校そのものが廃止となる場合は、廃止後の学則は存在しませんので、廃止日がわかる認可通知等を添付してください。
- 学則において学校名、課程名、学科名、その他の要件についての確認を行いますので、学則上の、以下の項目の該当箇所、あらかじめ蛍光ペン等（色については問いません。）でチェックの上、ご提出ください。
- ※ 蛍光ペン等のチェックは、原則学校の担当者が行うことを想定していますが、都道府県担当者が確認しながら蛍光ペンチェックを行うことも差し支えありません。

【学則上のチェックが必要な箇所】

- 学校名 ○課程名 ○学科名 ○修業年限 ○昼夜の別
- 総授業時数
- 試験により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

図

〔例；〇〇専門学校の学則〕

第〇条 本校は、▲▲専修学校という。

第〇条 本校に次の課程及び学科を置き、修業年限、定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業 年限	入学 定員	総定員	備考
工業高等課程	建築学科	3年	30	60	昼
	土木工学科	3年	20	60	夜
商業実務専門課程	会計科	2年	20	40	昼

第〇条 本校の教育課程は別紙１のとおりとする。ただし、卒業に必要な総授業時数は、2,920時間以上とする。

(別紙１) 〇〇専門課程〇〇学科

科目		1年	2年	1年	合計	備考
必修科目	A科目（普通科目）	200	200	200	600	
	B科目（普通科目）	240	200	240	680	
	C科目	200	180	200	580	
	D科目	160	300	160	620	
必修選択 科目	E科目	60	100	60	220	
	F科目	60	100	60	220	
	G科目	60	100	60	220	
自由選択 科目	H科目	10	20	10	40	※希望者のみ
	I科目	10	20	10	40	※希望者のみ
合計時間数		920	1,080	920	2,920	

分校の新規指定について

Q23. 本校と別に、分校の新規指定に係る申請はできますか？

- 分校は、本校と一体となって教育を行うものと考えられるため、分校単独での指定はできません。本校として申請してください。

専攻科様式関係

Q24. 「専攻科に連続する課程」が複数ある場合は、どのように記載すればよいですか？

- 「課程名」「学科名」について、複数ある場合は1学科ずつシートを分けて記載するのではなく、欄1つに複数学科を記載いただいて構いません。
なお、学生総定員や実員についても、記載した「専攻科に連続する課程」に該当する複数学科すべて合わせた数をご記載ください。

Q25. 「該当する専攻科の概要」について、どのように記載すればよいですか？

- 「専攻科名」については、学則に記載されている専攻科名を正確に記載お願いいたします。
また、「取得する国家資格」については、プルダウンにて「保健師・助産師」「1級自動整備士」「あん摩師・はり師・きゅう師の教員資格」のいずれかをご選択ください。

Q26. 「2. 該当する課程の状況」について、専攻科に連続する課程と専攻科どちらの情報を記載すればよいですか？

- 「課程名」「学科名」「学生の定員（左欄）と定員（右欄）」「学科の設置年月日」「修業年限（昼間、夜間、通信別）」「課程の修了に必要な単位数（「教員組織」上）（Q24 同様複数学科ある場合はまとめて記載）」は専攻科に連続する課程についてご記載ください。

Q27. 「第三者評価実施状況」関係の欄はどのように記載すればよいですか？

- 「第三者評価実施状況」の2つのチェックボックスについて、以下のとおりご記載ください。
- ①申請時点で既に第三者評価を実施済の場合
→ ■左チェックボックスに✓
■「実施済」の場合、右欄の「実施年月日」及び「結果公表 URL」を記載
 - ②申請時点で第三者評価を実施しておらず、実施予定の場合

→■右チェックボックスに✓

■「第三者評価の実施予定年度」に記載

※予定年度に実施しているかの確認のため、様式 15「状況報告」の提出が実施予定年度まで毎年度必要であることご留意願います。

Q28. 整備完了年度記載欄はどのように記載すればよいですか？

○修業年限数と初めて卒業生を出す年度が合うようにご記載ください。

（例）修業年限が2年、令和9年4月1日の場合、整備完了年度は「令和10年度」。

Q29. 「文部科学大臣が定める日」について、いつにすればよいですか？

○「文部科学大臣が定める日」については、「専攻科の設置年月日」と同じ日になっているかを確認してください。

該当校一覧・ファイリングの留意事項

- (1) 一覧表は、手続きごとに1枚にまとめて作成してください。この一覧表のデータを基礎に入学資格付与一覧に記載するリストが作成されますので、転記ミス等のないよう十分ご注意ください。
- (2) 学校名、課程名、学科名は50音順に記入してください。（同一学校名の場合は、課程名を50音順に、同一学校名、同一課程名の場合は、学科名を50音順にしてください。）アルファベット表記のものについては、「読み方」順としてください。（公示される場合も同様のルールとなります。）
- (3) 各学校から提出された様式に記載されている内容（名称等）と、一覧表に記入する内容に、相違のないようにしてください。
各学校から提出された様式の記載に間違いや漏れ等がある場合には、様式そのものの記載を修正した上で提出してください。（一覧表には正しく修正したものを記入しているにも関わらず、様式が修正されていないケースがあります）。この場合、正しく記載されたものを改めて学校に提出させるか、学校に確認の上、各都道府県において修正してください。
- (4) 提出書類一式は電子メールにより電子データでご提出ください。提出の方法は、別紙（【参考】大学・大学院入学資格に係る手続き書類の提出方法について）を確認のうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。
- (5) 一覧表は、手続きごとに1枚にまとめて作成してください。この一覧表のデータを基礎に入学資格付与一覧に記載するリストが作成されますので、転記ミス等のないよう十分ご注意ください。
- (6) 学校名、課程名、学科名は50音順に記入してください。（同一学校名の場合は、課程名を50音順に、同一学校名、同一課程名の場合は、学科名を50音順にしてください。）アルファベット表記のものについては、「読み方」順としてください。（公示される場合も同様のルールとなります。）
- (7) 各学校から提出された様式に記載されている内容（名称等）と、一覧表に記入する内容に、相違のないようにしてください。
各学校から提出された様式の記載に間違いや漏れ等がある場合には、様式そのものの記載を修正した上で提出してください。（一覧表には正しく修正したものを記入しているにも関わらず、様式が修正されていないケースがあります）。この場合、正しく記載されたものを改めて学校に提出させるか、学校に確認の上、各都道府県において修正してください。

- (8) 提出書類一式は電子メールにより電子データでご提出ください。提出の方法は、別紙（【参考】大学・大学院入学資格に係る手続き書類の提出方法について）を確認のうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。